（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（特別調整交付金の額） **第七条**　特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　（略） 二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項若しくは第二項又は第五十九条の二第一項若しくは第二項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第一項又は第五十九条の二第一項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二第二項又は第五十九条の二第二項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 　当該災害等による法第五十条第一項、第二項若しくは第三項又は第六十条第一項、第二項若しくは第三項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額 三　（略）	（特別調整交付金の額） **第七条**　特別調整交付金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。 一　（略） 二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準給付費額（法第四十九条の二又は第五十九条の二の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合 　当該災害等による法第五十条第一項若しくは第二項又は第六十条第一項若しくは第二項の規定の適用により生じた介護給付及び予防給付に要した費用の額の十分の八以内の額 三　（略）

（介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令の一部改正）

第四条　介護保険法第百二十二条の二第二項に規定する交付金の額の算定に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第五十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額） **第七条**　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　（略） 二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の二第三項（同条第四項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項及び第五項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額、調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第五項の規定の適用に係るものに限る。）の七十分の三十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合　当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額 三　（略）	（介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額） **第七条**　介護予防・日常生活支援総合事業特別調整交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。 一　（略） 二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において、災害等による介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十三の二第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額が、第三条に規定する調整基準標準事業費額（同条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものを除く。）の九十分の十に相当する額及び調整基準標準事業費額（第三条第一号イ及び第二号イに掲げるものに限り、同令第百四十条の六十三の二第四項の規定の適用に係るものに限る。）の八十分の二十に相当する額の合算額の百分の三に相当する額以上である場合　当該災害等による同令第百四十条の六十三の二第三項の適用により生じた介護予防・日常生活支援総合事業に要した費用の額の十分の八以内の額 三　（略）